



# 住友化学グループの 人権尊重に向けた取り組み

サステナビリティ推進部  
野田 愛



2022年 12月6日

# 目次

1. 会社紹介
2. 住友化学とサステナビリティ
3. 住友化学グループの人権尊重に対する考え方
4. 人権尊重の取り組みを加速した背景
5. 「住友化学グループ人権の尊重に関する基本方針」策定のプロセス
6. 人権DDの取り組みと今後の課題

# 会社紹介

# 数字でわかる住友化学

創業  
**1913** 年

海外拠点数  
**75** 拠点  
(2022年4月現在)

連結子会社数  
**210** 社  
(2022年3月31日時点)

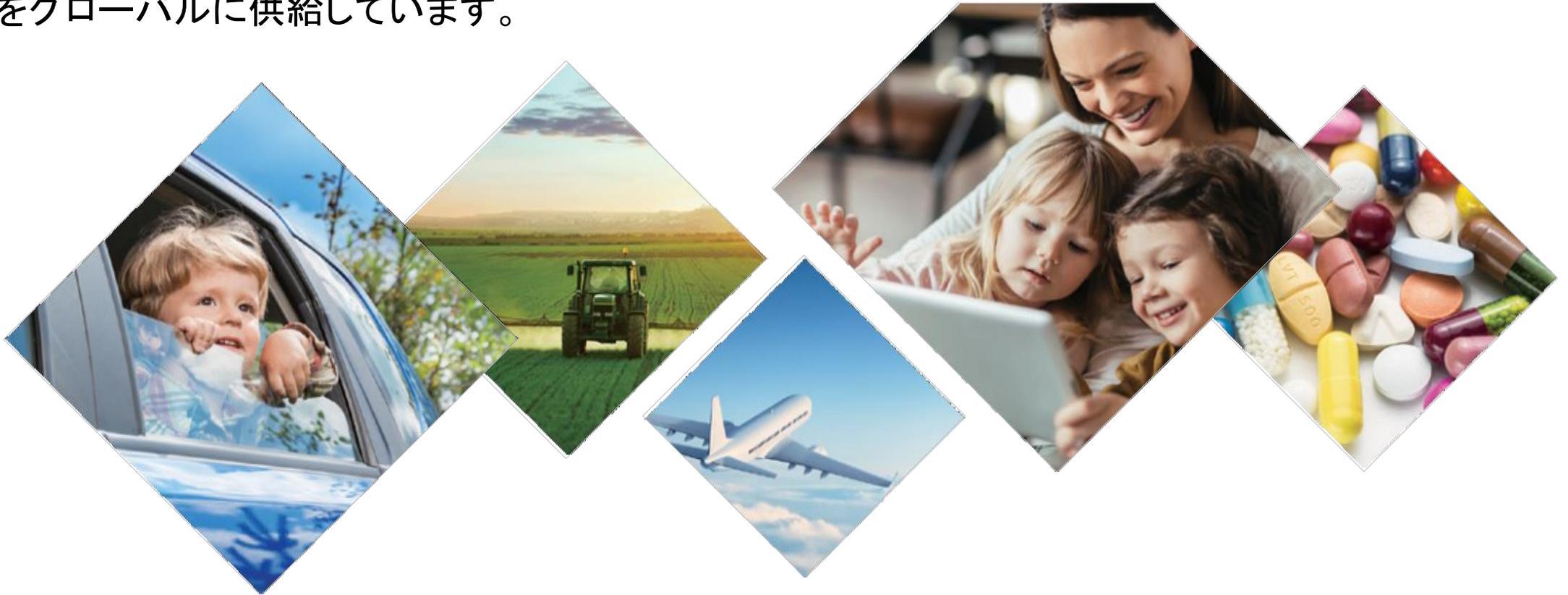
連結従業員数  
**34,743** 名  
(2021年3月31日時点)

連結売上収益  
**27,653** 億円  
(2022年3月期)

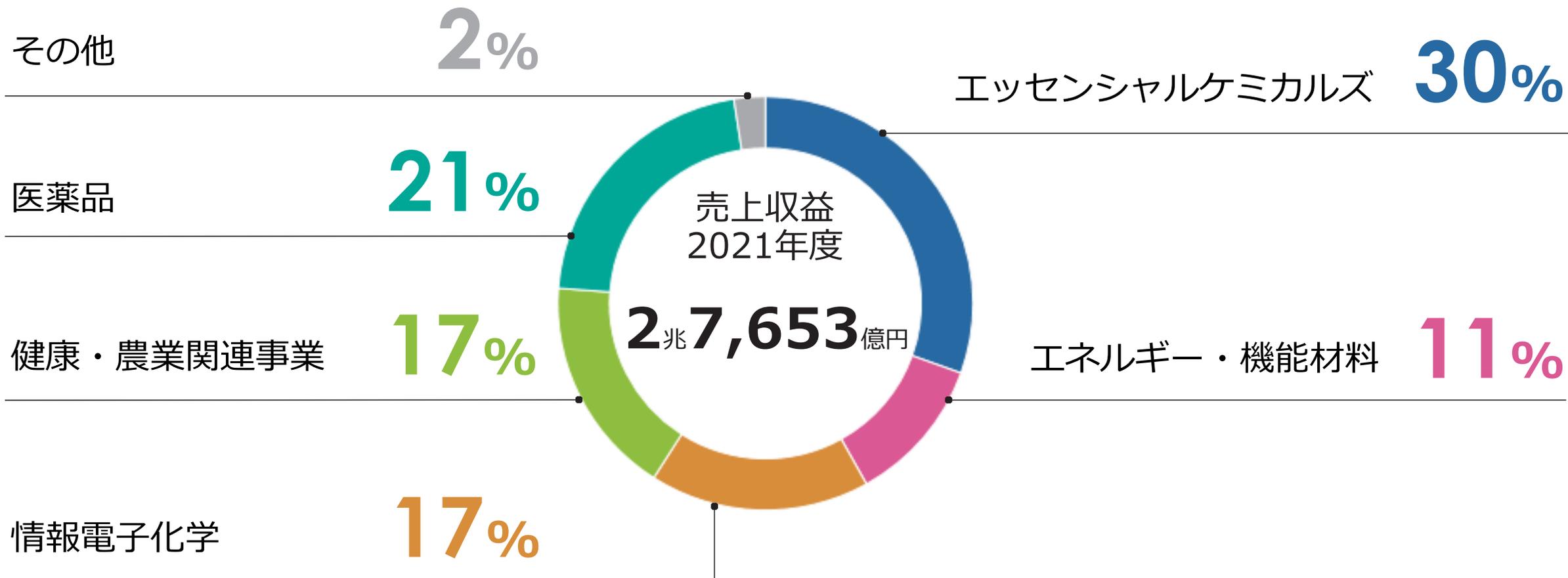
特許保有件数  
**13,048** 件  
(2021年3月31日時点)

# 事業部門紹介

エッセンシャルケミカルズ、エネルギー・機能材料、情報電子化学、健康・農業関連事業、医薬品。  
私たち住友化学は現在、これら5つの事業分野(部門)にわたり、幅広い産業や人々の暮らしを支える製品をグローバルに供給しています。

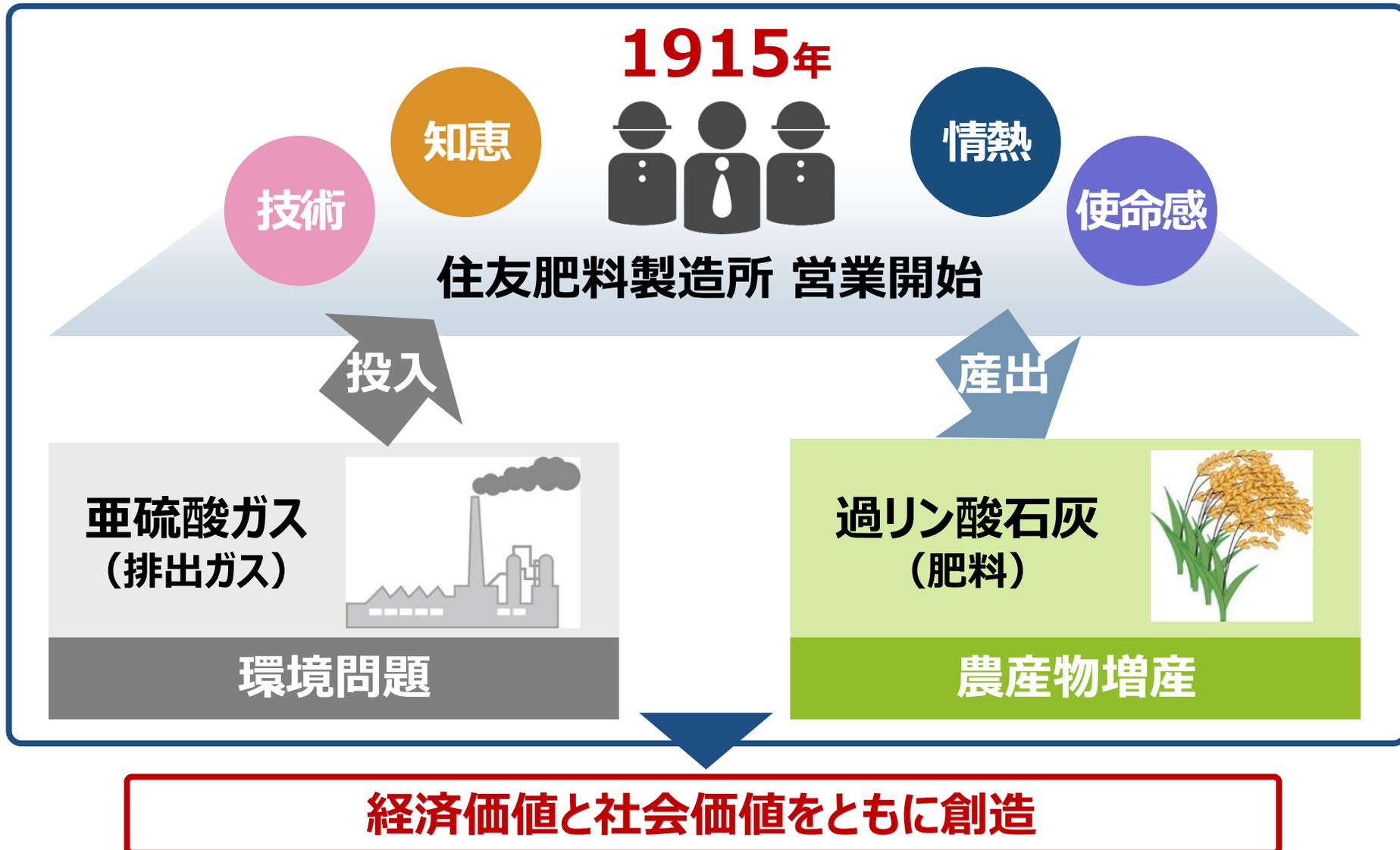


# 事業部門紹介



# 住友化学とサステナビリティ

# 統合的解決の例：創業の歴史



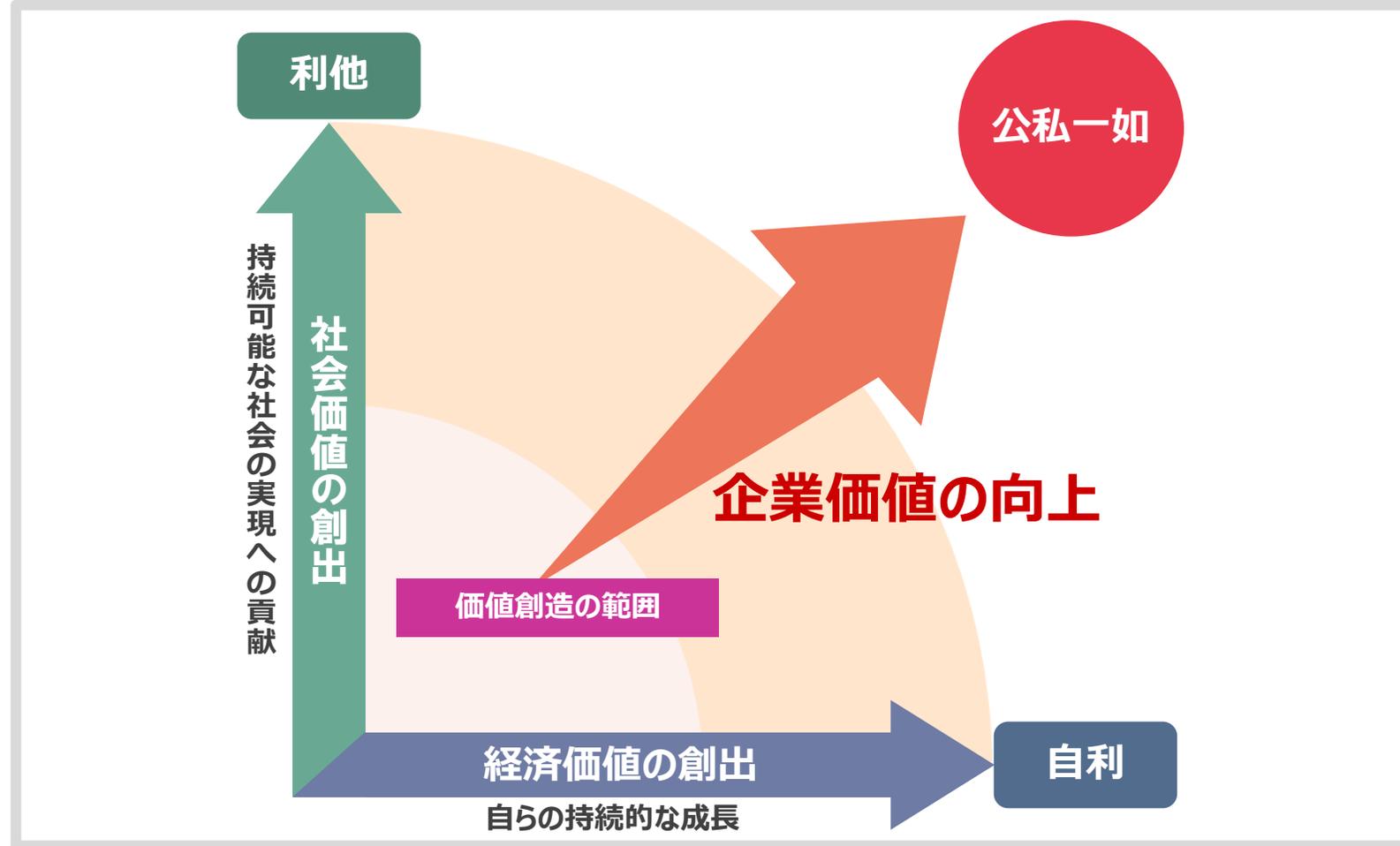
## 事業を通じて社会課題の解決に貢献する

じりりた                      こうしいちによ  
**自利利他      公私一如**

事業は自ら利益を得るものであるとともに、  
社会に対しても利益あるものでなければならない。

## 経済価値と社会価値の創造

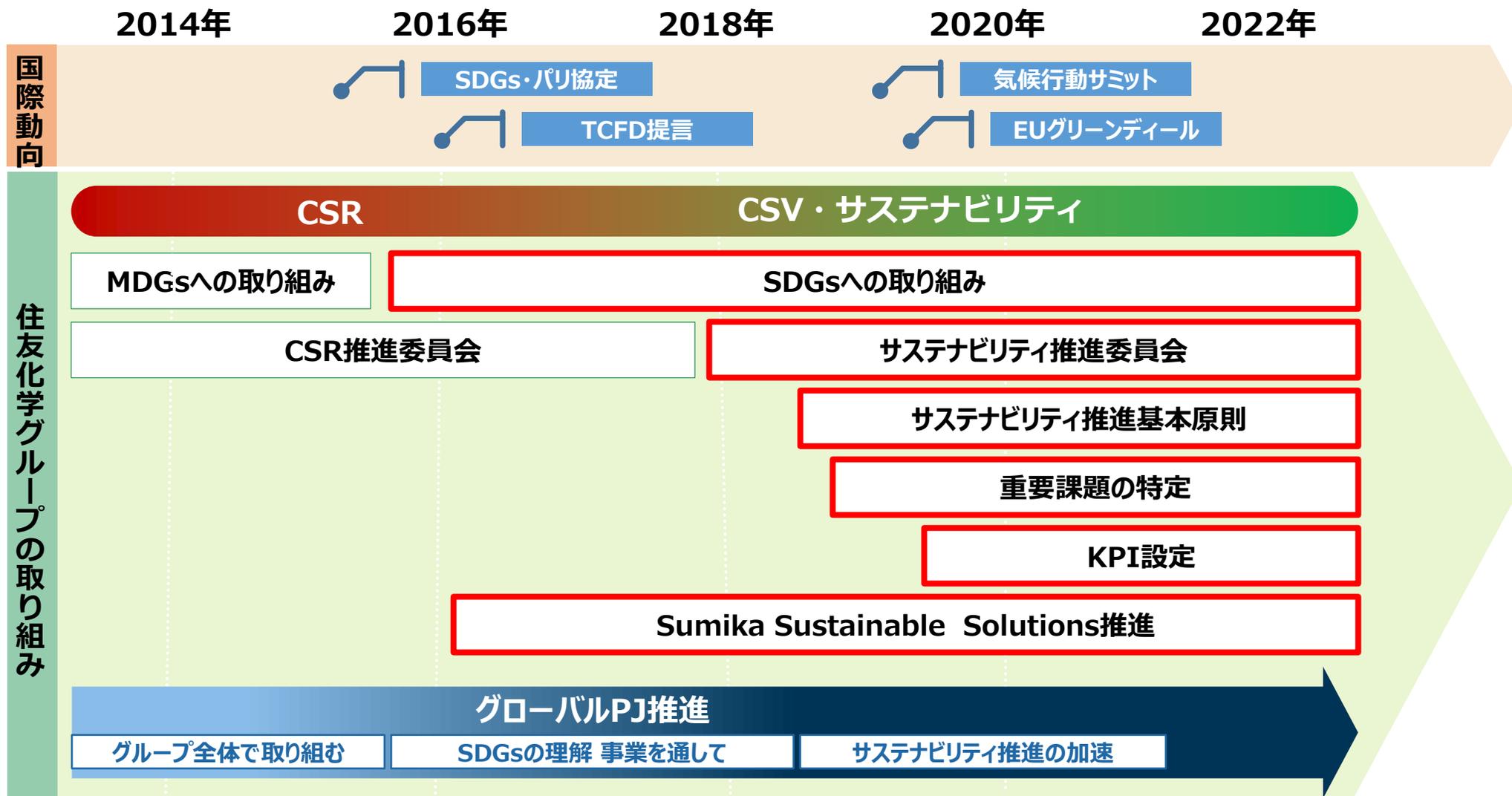
# 住友化学の目指す姿



目指す姿

経済価値・社会価値を一体的に創出し、  
住友化学グループの持続的な成長とサステナブルな社会を実現

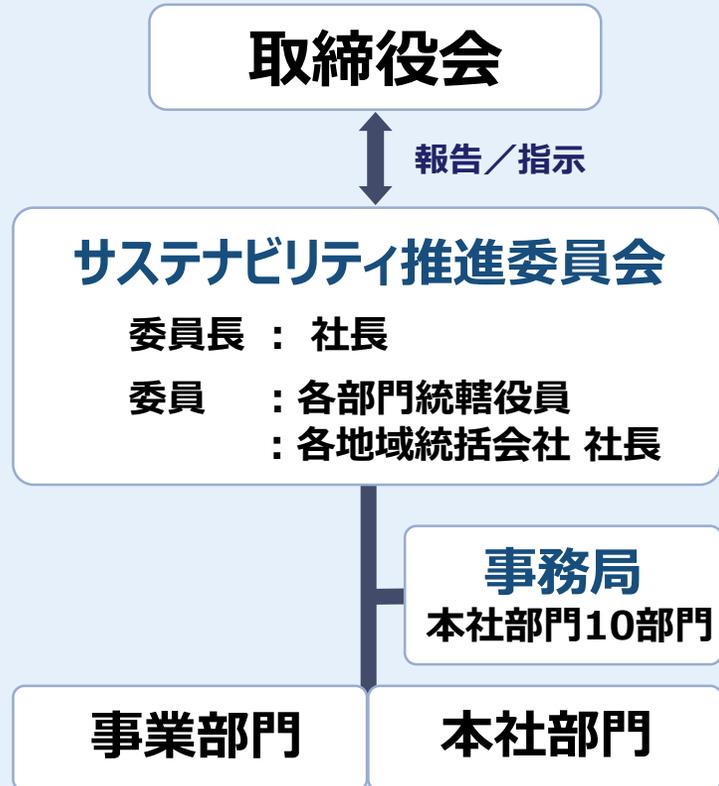
# 近年の住友化学のサステナビリティ推進の流れ



# サステナビリティ推進委員会の設置

総合的に捉え、統合的に取り組む

## サステナビリティ推進委員会体制

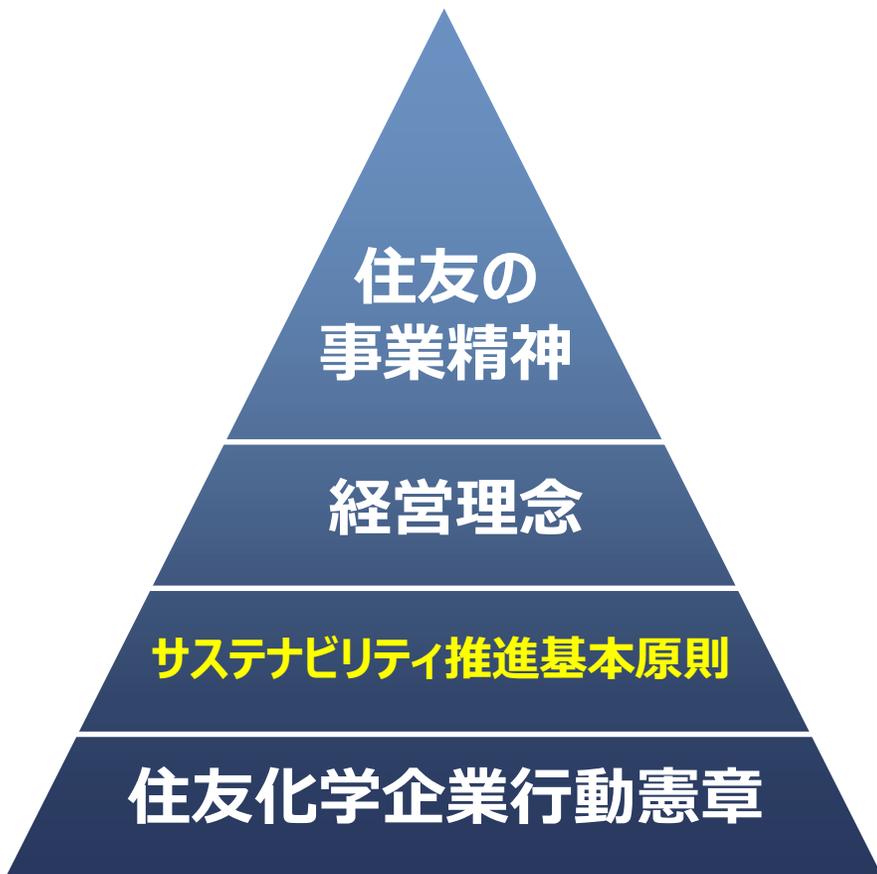


## 目的

- 1 サステナビリティ推進活動を **総合的に** 把握
- 2 サステナビリティへの貢献を **俯瞰的に** 検証
- 3 SDGsなど社会課題解決へ **統合的な** 取り組みを加速

# サステナビリティ推進基本原則の制定

## 住友化学の企業理念体系



## サステナビリティ推進基本原則

- 原則 1 経済価値と社会価値の創出  
(「**自利利他** **公私一如**」の推進)
- 原則 2 国際社会の  
重要課題解決への貢献
- 原則 3 関係機関との連携
- 原則 4 ステークホルダーとの協働
- 原則 5 トップコミットメントと  
全員の参画
- 原則 6 ガバナンス

# 住友化学グループの人権尊重に対する考え方

# 住友化学グループ人権の尊重に関する基本方針

(一部抜粋)

事業活動を行う国や地域で適用される法令を遵守することにとどまらず、各国・地域の法令と国際規範との間に矛盾が生じる場合には、国際的に承認された人権の原則を尊重する方法を追求する。

HPリンク : [https://www.sumitomo-chem.co.jp/sustainability/society/human\\_rights/](https://www.sumitomo-chem.co.jp/sustainability/society/human_rights/)

人権尊重は事業継続の基盤として重要な取り組みと位置付けている

### 持続的な価値創出のための重要課題

#### 社会価値創出に関する重要課題

##### 環境分野への貢献

- 気候変動の緩和と適応
- 資源循環への貢献
- 自然資本の持続可能な利用

##### 食糧分野への貢献

- 持続可能な農業の推進

##### ヘルスケア分野への貢献

##### ICT関連分野への貢献

#### 将来の価値創造に向けた重要課題

##### イノベーションの推進

##### DXによる競争力強化

##### 人材： DE&I\*、育成・成長、健康

\* ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン

### 事業継続のための基盤

- |                                      |                                    |                                      |
|--------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 労働安全衛生・保安防災 | <input type="checkbox"/> 製品安全・品質保証 | <input type="checkbox"/> <b>人権尊重</b> |
| <input type="checkbox"/> サイバーセキュリティ  | <input type="checkbox"/> コンプライアンス  | <input type="checkbox"/> 腐敗防止        |

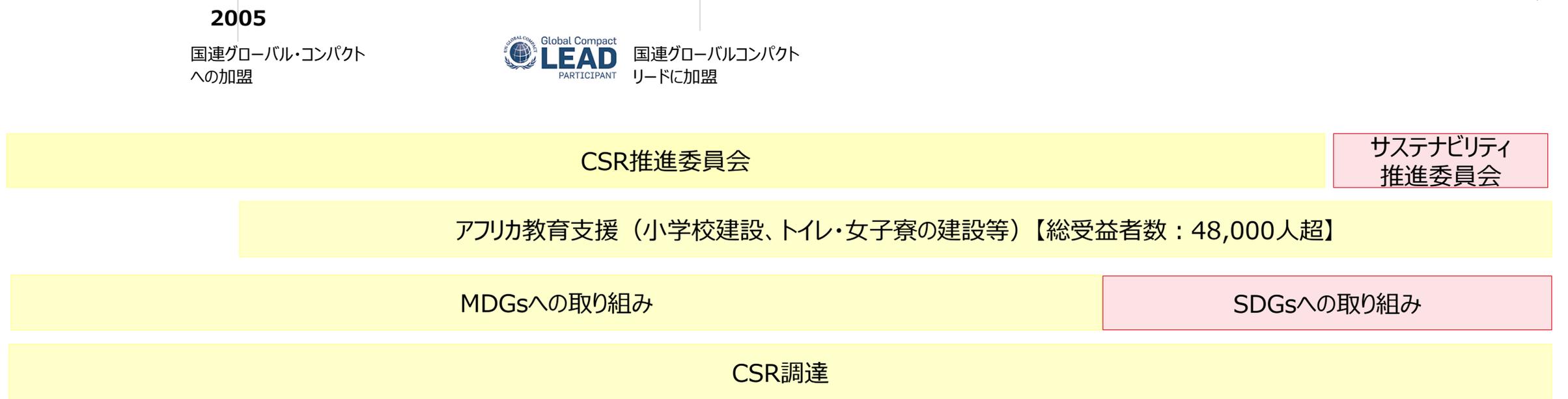
# 人権尊重の取り組みを加速した背景

# 住友化学グループの人権の歩み

国際動向



住友化学グループの取り組み



**事業を通じた“人権尊重”をより強く求める動きが加速**

# SDGsの達成に必要なこと

誰一人取り残さない-No one will be left behind

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

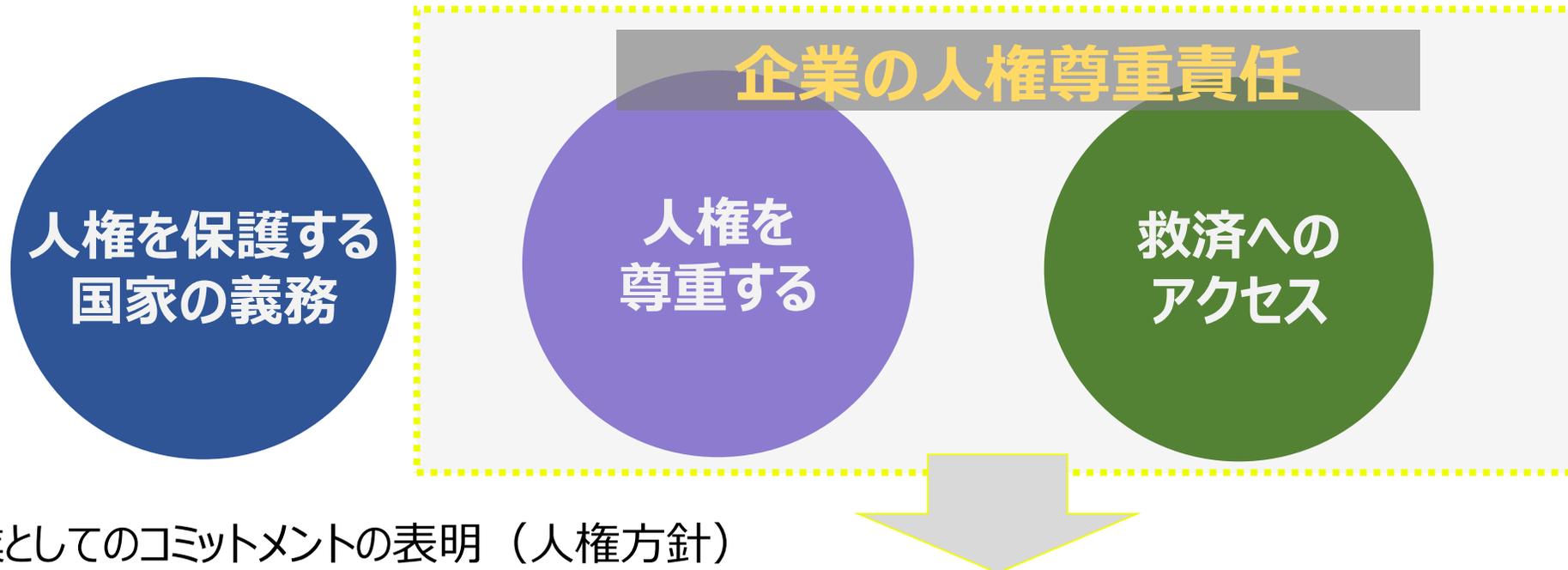


# 人権はSDGsの根底にあるもの

# (ご参考) 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」

## 2011年 国連ビジネスと人権に関する指導原則 (UNGP)

- ◆ 企業に**人権尊重責任**があることを国連レベルで初めて言及
- ◆ 国連人権理事会にて全会一致で承認された **(全ての国と企業に適用される) グローバル・スタンダード**

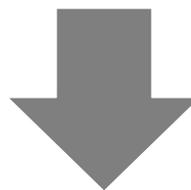


- ① 企業としてのコミットメントの表明 (人権方針)
- ② 自社事業内+バリューチェーン上の人権課題の発生の有無やそのリスクを分析し、リスクに見合った対応と結果の開示 (人権デュー・ディリジェンス)
- ③ 取引先等への影響力行使を通じた改善

## (ご参考) 「人権」と「企業の人権尊重責任」とは？

人権は、全ての人々が生命と自由を確保し、幸福を追求する権利であって、人間が人間らしく生きる権利であるとともに、生まれながらに持つ権利

出典：[責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン](#)



### 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」

人権を尊重する企業の責任は、国際的に認められた人権に拠っているが、それは、最低限、**国際人権章典で表明された人権及び労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関宣言（ILO）で挙げられた基本的権利**に関する原則に表明されている人権と理解される。

例) 強制労働から自由である権利、児童労働から自由である権利、結社の自由と団体交渉権、表現の自由に対する権利、健康に対する権利、先住民の権利・・・

# 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に即した取り組みに向けて

## ◆ 2019年4月 人権尊重推進委員会を設置

### ◆ 委員会の役割：役割ごとに、2部会を設置

#### 1. 職場人権・同和問題啓発部会（部会長：人事部担当執行役員）

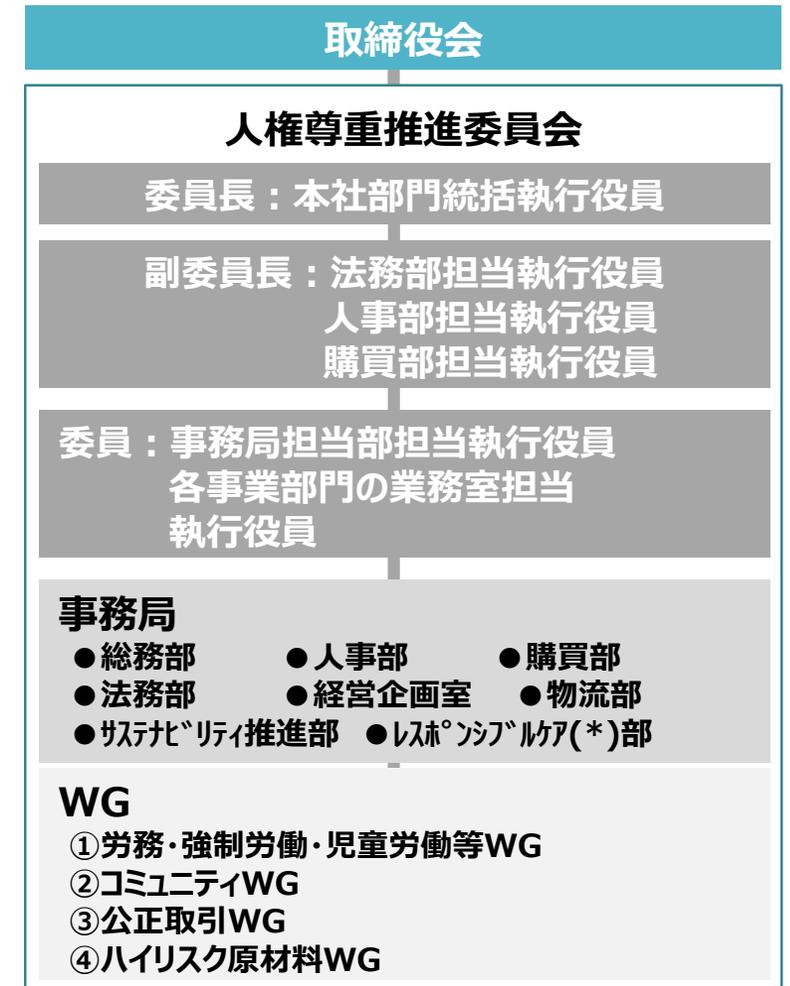
人権に関する啓発の推進

#### 2. バリューチェーン人権部会（部会長：サステナビリティ推進部担当執行役員）

当社グループを含めたバリューチェーン全体における人権の尊重に関する下記  
施策の立案・実行

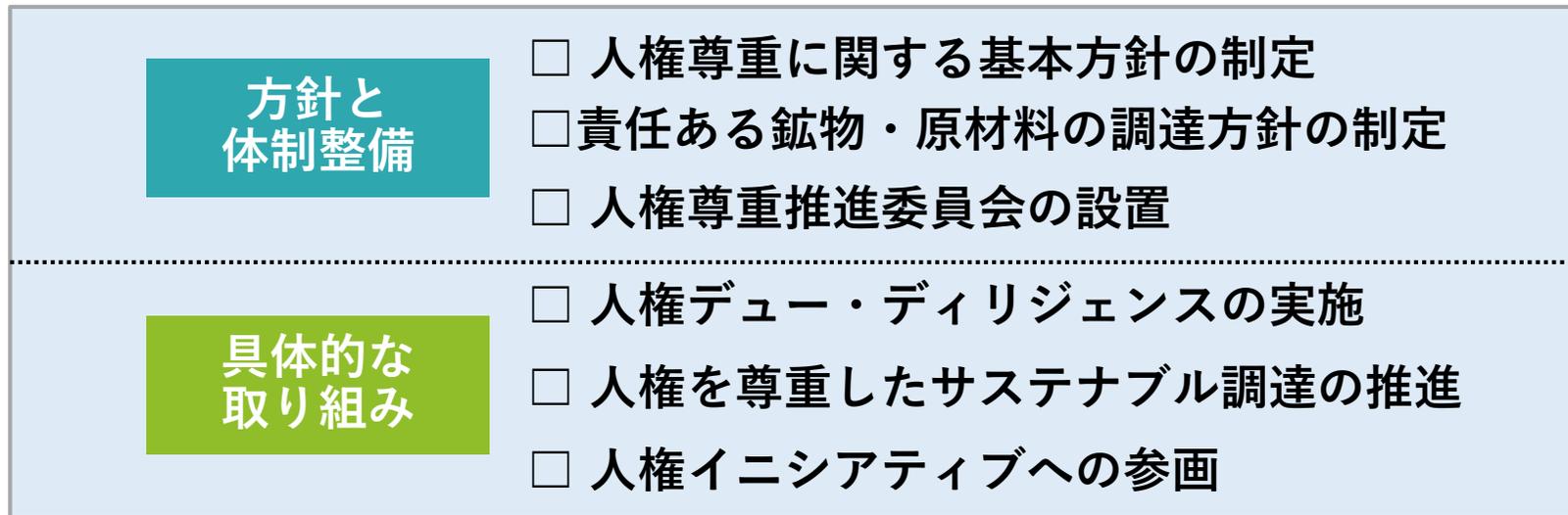
- ・「ビジネスと人権に関する指導原則」や各国法において求められる方針などの策定・公表
- ・バリューチェーン全体における人権課題の発生の有無の確認やそのリスク分析、課題や  
リスクに見合った救済措置などの対応（人権デュー・ディリジェンス、救済）

■ 各人権課題ごとに実効的・機動的な対応を確保すべく、関係事務局部署および事業部門からなるWGを置く



\*レスポンスブルケア：安全と環境を守り、製品安全・品質を維持向上する活動

# 住友化学グループ 人権尊重の取り組み概要



バリューチェーン全体を通じた人権尊重責任を果たす



# 「住友化学グループ人権の尊重に関する基本方針」 策定のプロセス

# 人権方針策定までのプロセス

## Step1

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を参照し、5つの要件（詳細次頁）を確認



どういう文章に落とし込めばよいのかが分からない！

## Step2

国内外の先行事例調査



住友化学らしい人権方針とするためには？

## Step3

人事部・法務部・サステナビリティ推進部で住友化学にとっての人権について議論



ステークホルダーからの期待に応えられるものか？

## Step4

外部評価での指摘事項の確認、社外有識者の選定、方針の多言語化対応等を実施

# 「住友化学グループ人権の尊重に関する基本方針」の策定に向けて

5つの要件(*)	当社における対応
企業のトップを含む経営陣で承認されていること	経営会議・取締役会を経て策定
企業内外の専門的な情報・知見を参照した上で作成されていること	【企業内】人事部・サ推部・法務部にて方針案を作成。グローバルに方針を共有するため、欧州、米州、中国、アジア大洋州の地域統括会社にも意見聴取を実施。 【企業外】外部コンサルを起用
従業員、取引先、及び企業の事業、製品又はサービスに直接関わる他の関係者に対する人権尊重への企業の期待が明記されていること	方針内に明記（次頁赤字箇所）
一般に公開されており、全ての従業員、取引先及び他の関係者にむけて社内外にわたり 周知されていること	以下の媒体に掲載 ・当社HP（日・英） ・サステナビリティデータブック ・サプライヤー行動規範 ・グループ会社のスカイネクスや掲示板
企業全体に人権方針を定着させるために必要な事業方針及び手続に、人権方針が反映されていること	・当社コンプライアンスマニュアル（住友化学企業行動要領）に「人権尊重」に関する内容を明記 ・サプライヤー行動規範やサステナブル調達方針にも人権尊重を明記

\* 経産省「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

# (ご参考) 住友化学グループ人権の尊重に関する基本方針

住友化学グループ（住友化学株式会社およびグループ会社）は人権に関する国際規範を尊重して「人権の尊重に関する基本方針」を以下のとおり掲げ、住友化学グループのすべての役員と社員にて遵守してまいります。

## 1. 基本的な考え方

### (1) 規範と法令の遵守

『世界人権宣言』、国際労働機関（ILO）『労働における基本的原則及び権利に関する宣言』等の人権に関する国際規範を積極的に支持、尊重するとともに、国際連合『ビジネスと人権に関する指導原則』に準拠した人権尊重の取り組みを推進していきます。住友化学株式会社は、国連グローバルコンパクトに署名し、人権・労働を含む、その10原則を支持しています。

また、事業活動を行う国や地域で適用される法令を遵守するとともに、各国・地域の法令と国際規範との間に矛盾が生じる場合には、国際的に承認された人権の原則を尊重する方法を追求していきます。

### (2) 事業活動を通じた人権尊重

雇用形態、年齢、性別、出身、祖先、国籍、障がい、宗教、信条、結婚の有無等を理由とした差別、ならびにパワーハラスメントやセクシャルハラスメント等のあらゆるハラスメント行為を行いません。また、結社の自由および団体交渉権を含む労働に関する基本的な権利を尊重し、強制労働や児童労働は認めません。

事業活動において人権を尊重し、人権侵害を助長しないように努めます。事業活動全体における人権リスクを防止または軽減するため、コンプライアンスマニュアル（住友化学 企業行動要領）や各種方針、ガイドラインの遵守を徹底するなど、必要な対策を講じていきます。また、事業活動が地域社会に与える影響について理解し、地域社会との共生を目指します。

サプライチェーンの取引先を含むビジネスパートナーやその他の関係者にも、本人権方針中の原則にそって行動いただくことを期待しており、人権の尊重を働きかけてまいります。

## 2. 人権課題への取組み

### (1) 教育・啓発

本方針が理解され効果的に実施されるよう、役員および従業員に対して適切な教育と研修を行ってまいります。

### (2) 人権デュー・ディリジェンス

人権デュー・ディリジェンスの仕組みを通じて、人権への負の影響を特定し、その防止、または軽減を図るよう努めます。

### (3) リスク対応

実際のまたは潜在的な人権への悪影響に対応するために、関連するステークホルダーと協議を行ってまいります。

### (4) 救済

人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれを助長したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

### (5) 苦情処理メカニズム

人権への負の影響を含む事業活動に関する懸念について、役員および従業員に加え役職員の家族、関係会社およびその役職員、ならびに取引先等、当社の事業に何らかの関与があるすべての方々ができる通報窓口（[スピークアップ制度](#)）を設けています。今後も、さらに実効的な苦情処理メカニズムの運用に取り組んでいきます。

### (6) 情報開示

人権尊重の取り組みについて、当社ホームページ、統合報告書、サステナビリティデータブック等を通じて報告してまいります。

# 人権DDの取り組みと今後の課題

# (ご参考) 人権デュー・ディリジェンスとは

## 4-3 事業の性質ならびに人権への負の影響リスクの重大性に応じて、人権デュー・ディリジェンスを適切に実施する。

### 《人権デュー・ディリジェンス（人権DD）の特徴》

- ① 人権への負の影響を予防する手段であること
- ② 負の影響の深刻さや発生可能性に応じて優先順位を決定、対処するリスクベースであること
- ③ PDCAを回して、システムとプロセスを継続的に改善すること
- ④ ビジネス上の関係がある取引先等が、それぞれ負の影響を特定、対処する責任を負っていること

#### ① 人権リスクの評価 (アセスメント) (指導原則18)

- 事業領域や取引先のマッピングやスコアリング
- 自社にとっての重要性と人権への負の影響の深刻さから人権リスクを優先づけ
- 継続的・定期的な評価。事業環境変化に応じた実施

#### ② 社内部門・手続きへの統合と適切な措置の実施 (指導原則19)

- 責任者や担当部門の明確化
- アセスメント結果を事業活動に活かす、社内システムの構築
- 負の影響の原因となったり、助長する活動の停止・軽減
- 潜在的な負の影響を防止・軽減するための計画の策定・実行

#### ③ 追跡調査 (指導原則20)

- DDに関する活動の計画や措置の実施状況を質的・量的指標に基づき追跡評価
- ビジネス上の関係先に対する定期的な追跡調査を実施。負の影響が防止・軽減されているか確認
- 影響を受けた人々を含む、フィードバックを活用

#### ④ 情報開示 (指導原則21)

- DDの方針やプロセス、負の影響を特定し対処するための活動等を情報開示
- 自社が原因となったり、助長している人権への負の影響に関しては、影響を受けた人々がアクセスしやすい方法と頻度で情報提供

10

# 人権デューデリジェンス 取り組みの全体像

住友化学グループ会社マネジメント

住友化学・  
国内外グループ会社

グループ会社  
リスク評価

サプライチェーンマネジメント

サプライヤー

【A】  
人権条項  
導入

ソースまで深掘り

【C】  
ハイリスク  
原材料DD

【B】  
サプライヤー  
DD

# 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に即した取り組みに向けて

## ◆ 2019年4月 人権尊重推進委員会を設置

### ◆ 委員会の役割：役割ごとに、2部会を設置

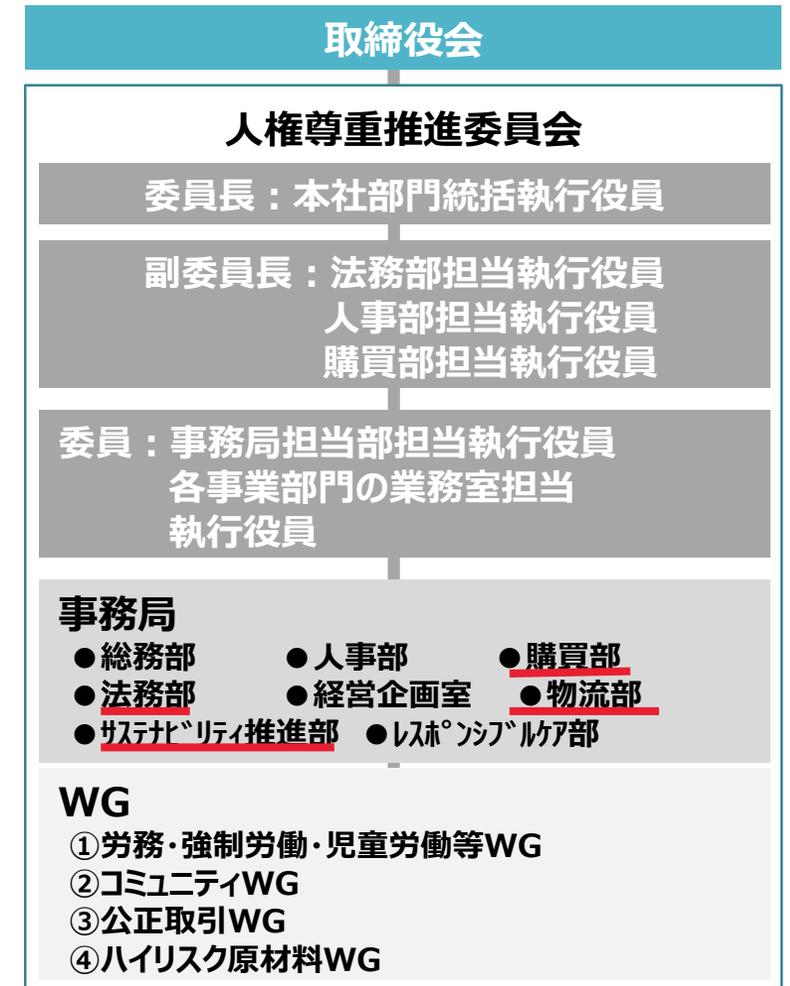
1. **職場人権・同和問題啓発部会**（部会長：人事部担当執行役員）  
人権に関する啓発の推進

### 2. **バリューチェーン人権部会**（部会長：サステナビリティ推進部担当執行役員）

当社グループを含めたバリューチェーン全体における人権の尊重に関する下記  
施策の立案・実行

- ・「ビジネスと人権に関する指導原則」や各国法において求められる方針などの策定・公表
- ・バリューチェーン全体における人権課題の発生の有無の確認やそのリスク分析、課題や  
リスクに見合った救済措置などの対応（人権デュー・ディリジェンス、救済）

■ 各人権課題ごとに実効的・機動的な対応を確保すべく、関係事務局部署および事業部門からなるWGを置く



\* 下線部：バリューチェーン人権部会事務局

# 人権デューディリジェンス 取り組みの全体像

住友化学グループ会社マネジメント

住友化学・  
国内外グループ会社

グループ会社  
リスク評価

サプライチェーンマネジメント

サプライヤー

【A】  
人権条項  
導入

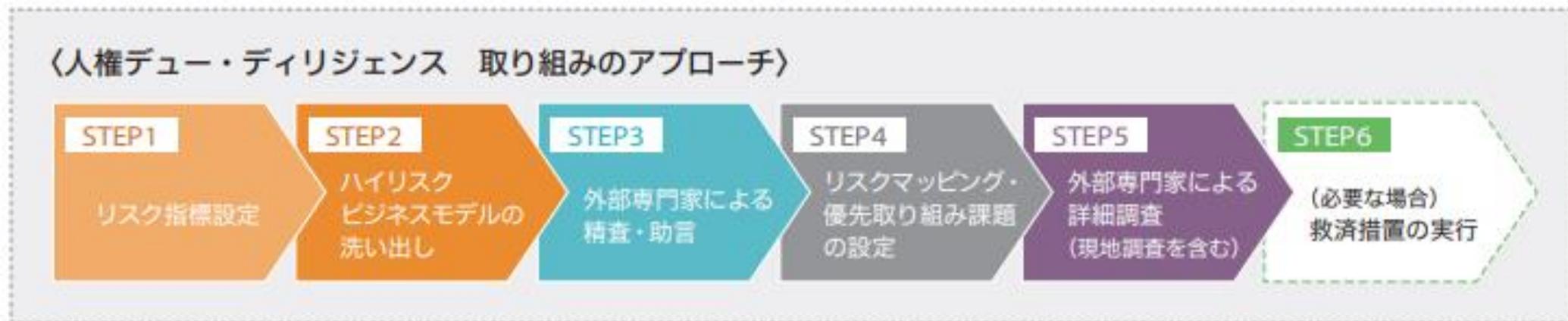
ソースまで深掘り

【C】  
ハイリスク  
原材料DD

【B】  
サプライヤー  
DD

# グループ会社リスク評価

- 対象 : 住友化学本体 + 連結経営会社162社
- 考え方 : リスクアプローチで、人権DDの一連のステップを3年で一巡

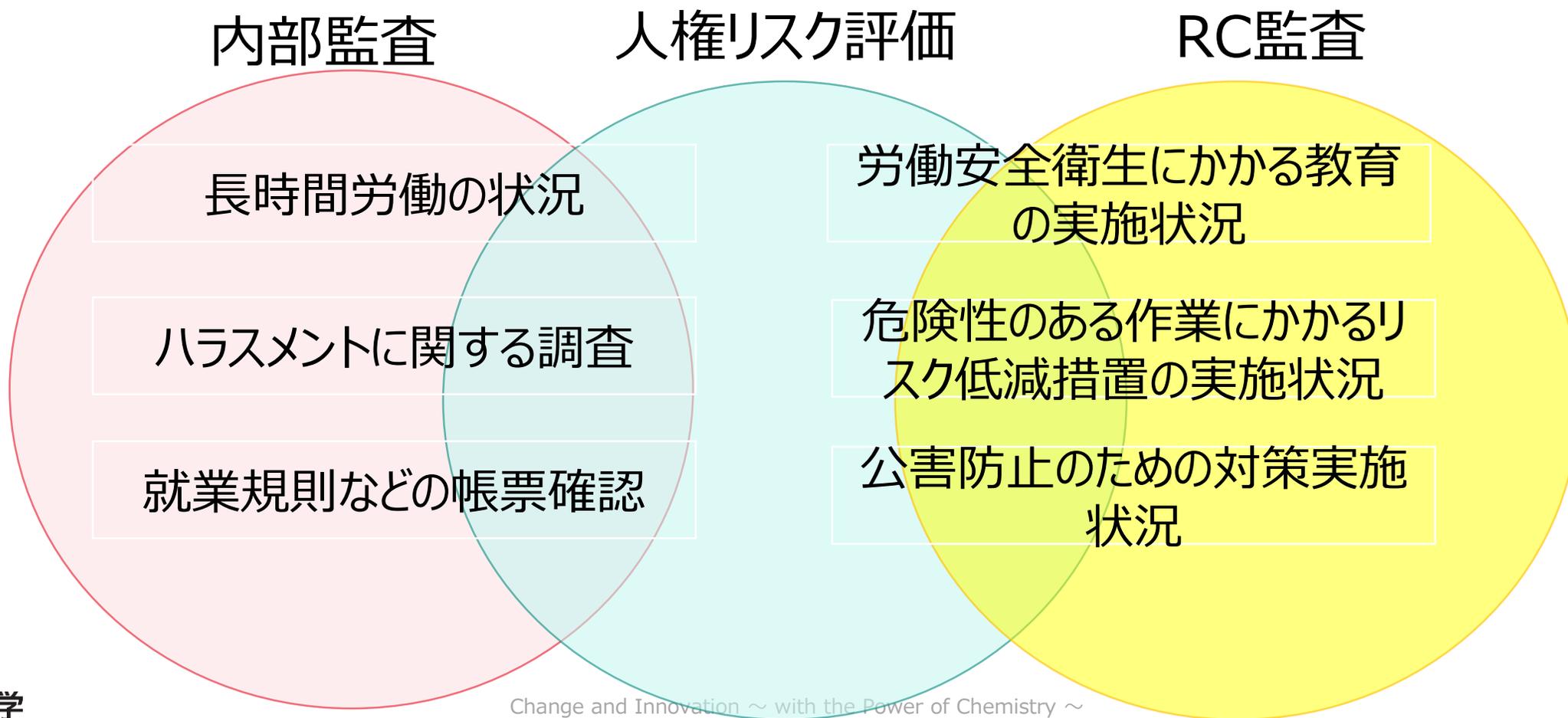


年度	取り組み内容
2019年度	・外部専門家による人権リスク評価（リスクマッピング）の実施（STEP1～4に相当）
2020年度	・2019年度に実施した人権リスク評価（リスクマッピング）において、相対的にリスクが高いと考えられたグループ会社に対する（現地・書面調査）の実施（STEP 5に相当）
2021年度	・書面調査での人権侵害の懸念のある回答について各社に事実確認を実施 ・外部専門家による現地調査での指摘事項に対する対策を検討・実施（STEP 6に相当）

# 今後の課題

## <課題>

効率的な実施に向けて既存の内部監査・RC監査との重複を整理する必要がある



# 人権デューディリジェンス 取り組みの全体像

住友化学グループ会社マネジメント

住友化学・  
国内外グループ会社

グループ会社  
リスク評価

サプライチェーンマネジメント

サプライヤー

【A】  
人権条項  
導入

ソースまで深掘り

【C】  
ハイリスク  
原材料DD

【B】  
サプライヤー  
DD

# サプライチェーンマネジメント

## 基本的な考え方

- 想定されるリスクに基づいて優先順位をつけ、調査及びエンゲージメントを推進

## 網羅的な取り組み

### • 【A】契約書への人権条項の導入

- 契約書に人権に関する取り組み実施に関する条項を入れ、**リスク低減のための取り組みの実効性を担保**
- 1次サプライヤーとの新規契約締結時には新書式を使用、既存契約についても順次合意書を取り交わす
- 人権条項の主な内容（要求事項）
  - 人権に関する国際規範等及び当社のサプライヤー行動規範の遵守
  - さらに上流のサプライヤーに対しても同様の対応を求める努力
  - 方針の策定及び人権デューデリジェンスの実施
  - 当社取り組みへの協力

## 実践的なリスク低減の取り組み

### • 【B】サプライヤーの人権取り組み状況・管理体制の調査

- **サプライヤー行動規範**の配布と、**人権を含むサステナビリティ全般の取り組み状況の調査**
- より当社との関係が深いと考えられるサプライヤーに対しては、**人権に特化した質問票により詳細調査**を実施

### • 【C】紛争鉱物など、**人権リスクが高い特定の原材料**のサプライヤーに対するリスク状況の深掘り調査

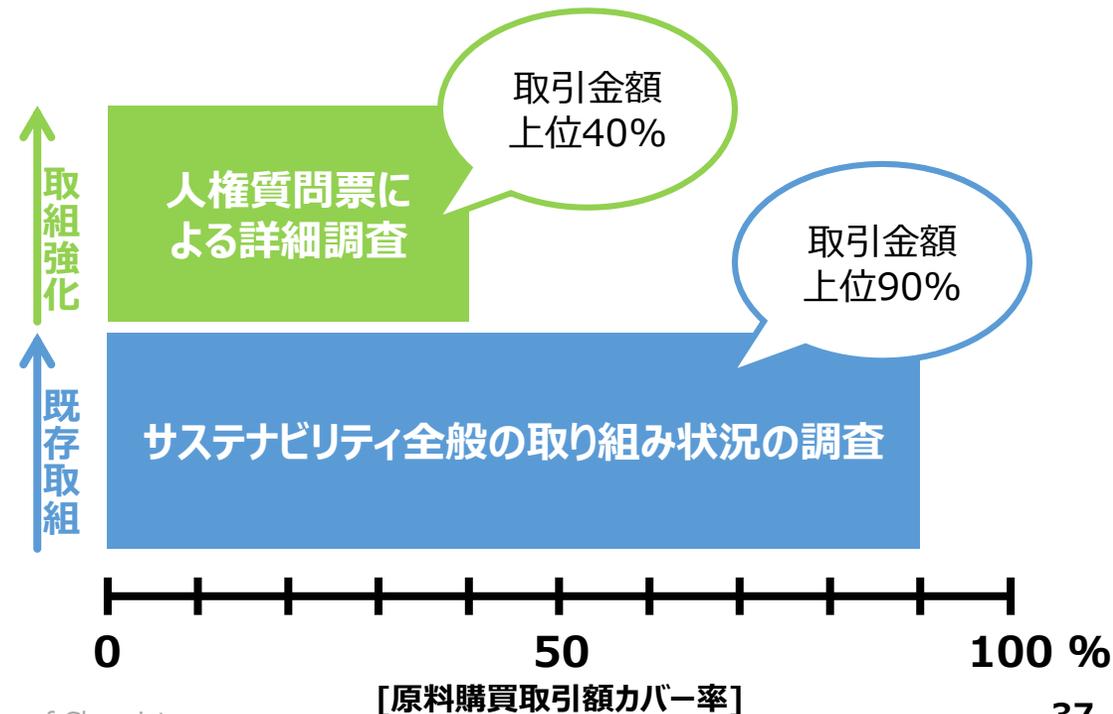
## 【B】サプライヤーの人権取り組み状況・管理体制の調査

### ・【既存取組】サプライヤー行動規範の配布と、人権を含むサステナビリティ全般の取り組み状況の調査

- ・従来、新規取引開始時や品質監査実施時等にこの調査も合わせて実施
- ・2019年度に、取引金額の上位90%を占めるサプライヤーへの調査を開始（適宜、サプライヤーへの協力要請を続け、回答の回収を進めてきた）

### ・【取組強化】当社との関係がより深いサプライヤーに対して、新たに人権に特化した質問票による詳細調査を実施

- ・2021年度に初めて実施
- ・取引金額が大きいサプライヤーを当社との関係が深いものと考え、取引金額上位40%相当を占めるサプライヤーを対象として実施



## 【C】ハイリスク原材料デュー・ディリジェンス

### ハイリスク原材料とは？

「住友化学グループ 責任ある鉱物・原材料の調達方針」にてサプライチェーン上で人権への負の影響を生じさせるリスクが高い原材料をハイリスク原材料と定義。

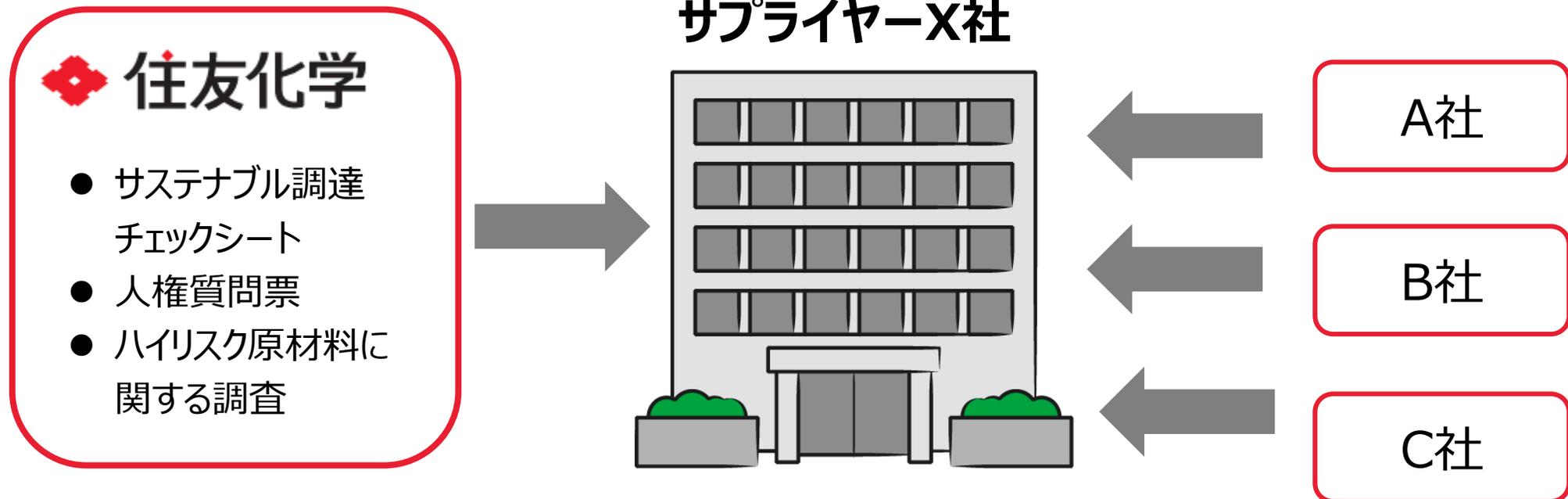
(例) 特定の原産国由来のタンタル、錫、金、タングステン、コバルト、マイカ、グラファイト、パーム油など



- 調査内容：
  - ・ハイリスク原材料を扱っている住友化学及びグループ会社のサプライヤーに対して質問票を送付
  - ・ハイリスク原材料のソースについて人権リスクの有無及び対応状況を確認
- 担当：人権尊重推進委員会 バリューチェーン人権部会の傘下にある「ハイリスク原材料WG」  
(購買部、サステナビリティ推進部、法務部、レスポンシブルケア部、事業部門)

## <課題>

効率化と実効性向上に向けて、第三者機関による評価サービスやデジタルプラットフォームの活用を検討する必要がある。

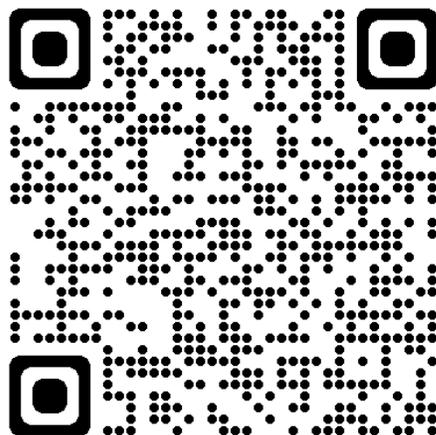


現状、各社ごとに調査フォーマットをもっており、類似した質問が異なるフォーマットでサプライヤーに届くため、回答にかかる負担が大きい

# 人権DDの情報開示

- 統合報告書
- サステナビリティデータブック
- HP
- ビジネス特化型SNS“LinkedIn”  
など様々な媒体で情報開示・発信を行っています

是非、フォローを  
よろしくお願いします！



# ご清聴いただきありがとうございました



サステナブルを、化学のPOWERで。